

注 文 書

- 1 契約番号 2026000037
- 2 件 名 機械警備業務（松山保健福祉センター）
- 3 場 所 大崎市松山千石字広田11番地
- 4 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 5 別添書類
 - (1) 仕様書
 - (2) 設計書
 - (3) 図面
- 6 担 当 課 大崎市松山総合支所 市民福祉課

機械警備業務（松山保健福祉センター）仕様書

1. 業務箇所

所在地 大崎市松山千石字広田 1 1 番地
名 称 大崎市松山保健福祉センター

2. 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

3. 目的

業務時間外における防犯，火災及びガス異常などの警備業務を委託することにより，財産を保護し，行政サービス業務を円滑に運営することを目的とする。

4. 業務内容

- (1) 防犯 受託者は，委託時間内において警報器がセットされているときに異常侵入を受信した場合等において，委託者に代わって遅滞なく緊急要員を急行させ，異常事態の内容確認を行い，必要と認めたときは警察機関へ通報し，緊急出動を要請するとともに，事態の拡大防止のため必要な処置をとること。
- (2) 火災 受託者は，委託時間内において自動火災報知設備によって火災異常を受信した場合等において，委託者に代わって対象物件に電話連絡し，火災発生と判断したときには直ちに消防機関に通報し，緊急出動を要請するとともに，同時に緊急要員を対象物件に急行させ，必要な処置をとること。

なお，電話連絡するも連絡不能の場合，又は警報機器がセットされている状態において異常情報を受信したときは，遅滞なく緊急要員を急行させ，異常事態の内容確認を行い，必要と認めたときは消防機関へ通報し，緊急出動を要請するとともに事態の拡大防止のため必要な処置をとること。

- (3) ガス 受託者は，委託時間内においてガス漏洩検知設備によってガス漏れ異常を受信した場合等において，委託者に代わって対象物件に電話連絡し，異常状態発生と判断したときにはガス供給会社又はガス供給会社の緊急出動組織に通報し，緊急出動を要請するとともに，同時に緊急要員を対象物件に急行させ，必要な処置をとること。

なお，電話連絡するも連絡不能の場合，又は警報機器がセットされている状態において異常情報を受信したときは，遅滞なく緊急要員を急行させ，異常事態の内容確認を行い，必要と認めたときはガス供給会社又はガス供給会社の緊急出動組織に通報し，緊急出動を要請するとともに事態の拡大防止のため必要な処置をとること。

- (4) 委託時間 毎日 17:00 から翌日 8:30
施設が休日の場合は終日とする

5. 入札上の注意事項

入札金額については、業務期間の総額（消費税抜き）とする。

6. 支払い方法

代金の支払い方法については、毎年度末払いとする。

7. 機械設備の撤去

本契約の終了に伴い不要となった場合の機械設備は、受注者が撤去し、これに要する一切の費用は受注者が負担するものとする。

特記仕様書等

○暴力団の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

○被災者等の雇用

業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

○長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、発注者は契約を変更し、又は解除することができるものとする。
- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

令和8年度～令和12年度

機械警備業務（松山保健福祉センター） 設計書

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

